
新座市DX推進計画(案)



◆ 目 次 ◆

第1章	はじめに	
第2章	国の動向	
	1. 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	2
	2. デジタル・ガバメント推進方針	2
	3. デジタル手続法	2
	4. 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画	3
	5. デジタル改革関連法	3
第3章	基本方針	
	1. 新座市の目指すビジョン	4
	2. 基本方針	4
	3. 計画期間	5
	4. 計画の位置付け	5
	5. 庁内の推進体制	5
第4章	DXの推進に向けた取組	
	1. 重点取組事項	8
	(1) 情報システムの標準化・共通化	8
	(2) マイナンバーカードの普及促進と新たな活用の検討	9
	(3) 行政手続のオンライン化	10
	(4) AI・RPAの利用促進	13
	(5) テレワークの推進	14
	(6) セキュリティ対策の徹底	15
	2. その他の取組事項	17
	～市民の利便性を向上する取組～	17
	(1) 地域社会のデジタル化	17
	(2) デジタル・デバイド対策の推進	17
	(3) オープンデータの推進	19
	(4) キャッシュレス決済の推進	20
	～業務を効率化する取組事項～	21
	(1) BPRの取組	21
	(2) デジタル技術活用人材の確保・育成	21
	(3) オンライン会議	22
	(4) ペーパーレス化の推進	23
	用語集	25

本文中「○○○※」と表記している語句については、用語集(P25～)を参照してください。

第1章 はじめに

昨今、デジタル技術は急速に進歩しており、AI^{*}や自動運転、ドローンなどは人手不足の解消手段として注目を集め、すでに特定の分野や業務に対しての効率化や新しい価値の創出などの効果を生み出しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症対策として非接触・非対面を積極的に取り入れた新たな生活様式への移行を図るデジタル技術活用が求められています。

一方、行政においては、新型コロナウイルス感染症の対応策として実施した給付金の受給申請手続・支給作業について各地方公共団体で業務プロセス等が異なり、横断的なデータの活用ができないなどの理由により遅れや混乱が生じ、行政におけるデジタル化の遅れが浮き彫りとなりました。

また、少子高齢化による人口や税収の減少が見込まれる状況において、限られた職員と財源で現状の行政サービスを維持・向上していくことは困難であり、AI・RPA^{*}等を始めとしたデジタル技術の活用や働き方改革を推進していく必要があります。

さらに、これまで各地方公共団体が個別に調達を行い、独自に運用してきた情報システムの経費の削減、これからのデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及促進など、多くの課題が存在しています。

これらの課題を解決するカギとなるのが、高度なデジタル社会への変革である「デジタルトランスフォーメーション（DX）」です。DXは、アナログをデジタルに置き換えるだけでなく、アナログではできなかったことをデジタルにより実現し、そこに新しい価値を生み出す変革です。

DXの実現により、社会全体のデジタル化を進め、デジタルで可能なサービスが広く浸透し、さらにそれらのサービスが連動していくことで、様々な課題を解決していくことが期待されています。

そこで、本市では、「新座市DX推進計画」を策定し、デジタル化を軸として、市民目線に立った質の高い行政サービスの構築に取り組むとともに、スピード重視で既成概念にとらわれない業務改革を進め、本市の課題解決や市民の利便性向上を目指します。

なお、本推進計画を「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）」に基づく「官民データ活用推進計画」としても位置付け、様々なICT^{*}施策を着実に推進します。

第2章 国の動向

1 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

平成28（2016）年12月に、「官民データ活用推進基本法」が施行されました。この法律に基づき、令和2（2020）年7月に策定した「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」では、全ての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさが実感できるデジタル社会の実現に向け、AIやRPA等の新たな技術により、官民データを積極的に活用するための基本的施策を掲げています。

なお、官民データ活用推進基本法第9条第3項では、地方公共団体に官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画の策定に努めるよう求めています。

2 デジタル・ガバメント推進方針

平成29（2017）年5月に決定した「デジタル・ガバメント*推進方針」では、「デジタル技術を徹底活用した利用者中心の行政サービス改革」、「官民協働を実現するプラットフォーム」、「価値を生み出すITガバナンス」の三つの取組を掲げています。

この方針に基づいて、令和元（2019）年12月に策定した「デジタルガバメント実行計画」では、「必要なサービスが、時間と場所を問わず、最適な形で受けられる社会」、「官民を問わず、データやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションを創発する社会」を目指すべき社会像に据えています。これらの実現に向けて、利用者中心の行政サービス改革を徹底し、利用者からみて一連のサービスが、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利」であり、最初から最後までデジタルで完結することや、新たな事業機会の創出、社会的な課題の解決を進めるために、行政が保有する様々なデータのオープン化や、行政サービスと民間サービスの連携等に取り組むことを求めています。

3 デジタル手続法

令和元（2019）年5月にデジタル手続法が施行され、「デジタルファースト*」、「ワンスオンリー*」、「コネクテッド・ワンストップ*」を基

本原則とし、国、地方公共団体、民間事業者、その他の者が、あらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現を目指しています。

また、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性向上や行政運営の簡素化・効率化を図るために、地方公共団体には努力義務として、行政手続のオンライン化を求めています。

4 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大によって、行政分野のデジタル化やオンライン化の遅れが浮き彫りになりました。また、感染症対策として、接触機会を減らすために、テレワークやオンライン会議などの活用が急速に進んでいます。

そこで、国は、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の方針を示し、住民に身近な行政を担う地方公共団体、とりわけ市町村の役割は重要であるということから、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項・内容及び支援策をまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、デジタル社会の構築に向けた地方公共団体の取組の加速化を図っています。

5 デジタル改革関連法

令和3（2021）年5月に①デジタル社会形成基本法、②地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、③デジタル庁設置法、④デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、⑤公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び⑥預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律で構成される、いわゆるデジタル改革関連法が成立しました。

これまで地方公共団体が独自に構築していた情報システムの標準化・共通化、デジタル社会の司令塔として機能するデジタル庁の設置、公的給付の支給の迅速化など、デジタル社会の形成による経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現を目指しています。

第3章 基本方針

1 新座市の目指すビジョン

- 市民は、いつでも、どこでも、行政手続を行うことが可能となり、かつ、来庁する必要がなくなります。
- 先進技術で定型的な業務を自動化し、職員は企画・相談業務等に注力し、市民サービスを向上します。
- 情報セキュリティ対策を徹底し、市民が安心・安全に利用できるデジタル市役所をつくります。
- 紙で保有する市の情報を含めてデジタル化し、情報を適切に活用した政策立案を行います。

2 基本方針

新型コロナウイルス感染症を契機に、ライフスタイルに大きな変化が生まれ、テレワーク、オンライン教育、オンライン診療など、市民の選択肢が大きく広がり、あわせて、行政サービスに対する市民ニーズも変化しており、電子申請やキャッシュレス決済、ワンスオンリーなど、デジタル化への意識が高まっています。

また、将来的には、少子高齢化の進展による人口や税収の減少などにより、行政事務の効率化がこれまで以上に求められる状況になると見込まれます。

このような状況を踏まえ、本市の目指すビジョンの実現に向けて、以下の四つの基本方針に沿って、行政のデジタル化及び業務の見直しを推進します。

① 市民目線に立った利便性の高いサービスの構築に取り組みます。

市民が等しくICTのメリットを享受できる環境を整備するため、オンライン上で手続を完結するデジタルファーストの取組、電子申請システム等におけるアクセシビリティ[※]の改善、デジタル・デバイド[※]対策などを推進します。

② スピード重視でチャレンジ精神を持って業務改革に取り組みます。

「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」には、情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化など、

早期に実現すべき取組があります。職員がDXを実現するという強い意識を共有し、既成概念にとらわれることなく、スピード重視で取り組めます。

③ AI等の先端技術の活用に取り組めます。

AI等の先端技術は日々進歩しており、様々な製品やサービスが開発され、多くの地方公共団体や民間企業で実証実験や導入が進められています。本市に適したAI等の導入を図るため、スモールスタートで効果を検証し、効果的なAI等については全庁に展開して業務の効率化に取り組めます。

④ セキュリティ対策及び個人情報の適正な取扱いの確保に取り組めます。

ICTの利活用が急速に進む中で、国や地方公共団体、民間企業等を目標としたサイバー攻撃※がますます増加している傾向にあります。個人情報などの機密情報は、一度漏えいすると特定の個人に対して重大な被害をもたらす可能性があるため、更なるセキュリティ強化に努めます。

3 計画期間

令和4（2022）年〇月～令和8（2026）年3月

4 計画の位置付け

- (1) 本計画は、総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が示す取組事項を本市で具体化するための計画として位置付けます。
- (2) 本計画は、官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画として位置付けます。

5 庁内の推進体制

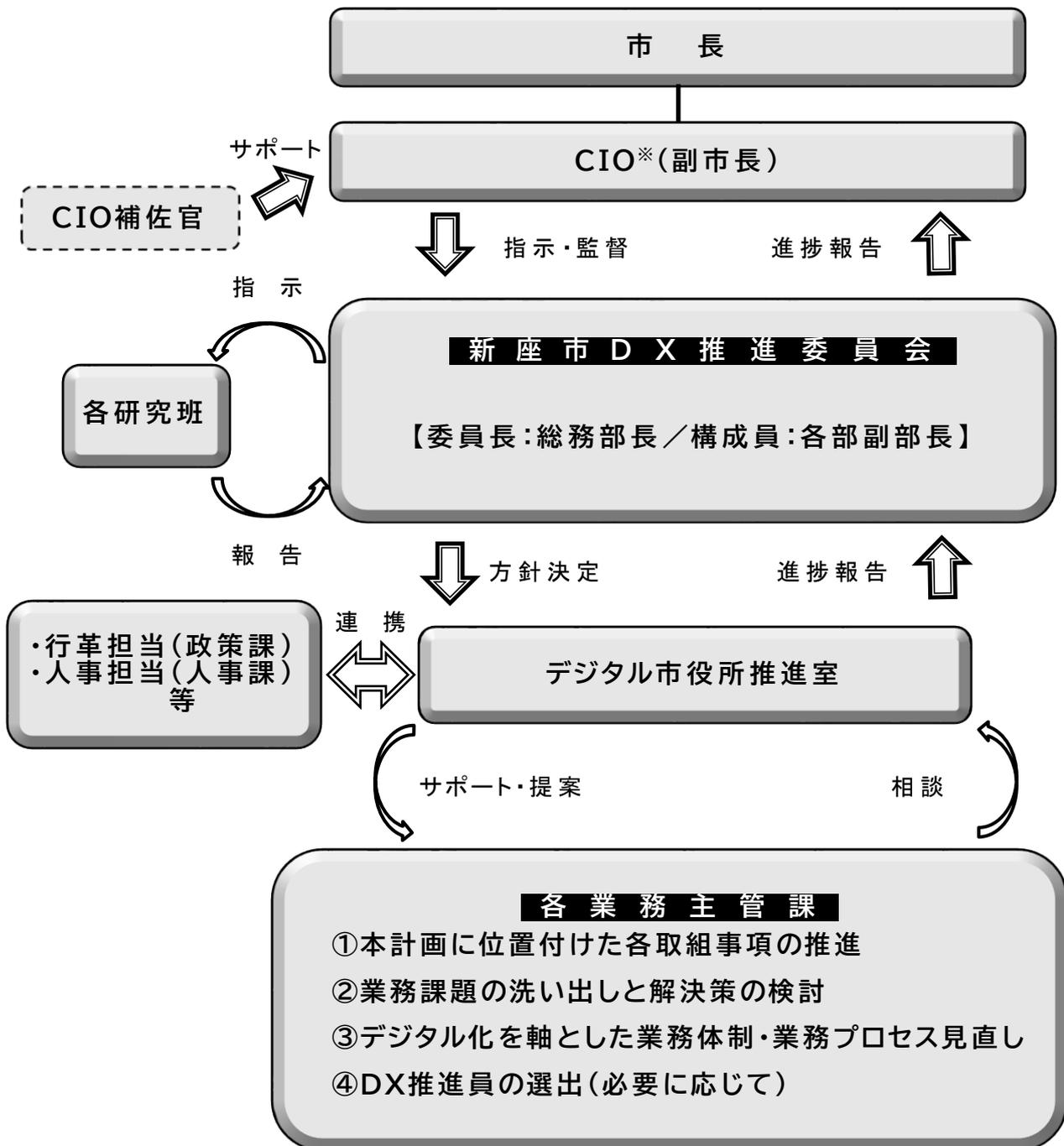
DXの推進には、組織全体で取り組む体制が必要です。そこで、本市のDX施策を推進する組織として「新座市DX推進委員会」を設置し、各業務主管課と緊密に連携しつつ、取組事項の性質に応じて研究班を設置するなど、庁内横断的な体制でDXを推進していきます。

また、各業務主管課が主体となって自らの業務課題の解決に取り組む

必要があることから、必要に応じて各部署から「DX推進員」を選出し、各業務主管課における業務課題の洗い出しや課題解決策の提案、業務プロセスの見直しを通じて、市民サービスの向上と業務の効率化を目指します。

さらに、専門的な知見から助言ができるCIO補佐官への外部人材の活用検討や内部のデジタル人材確保・育成に積極的に取り組み、情報化部門の強化、計画推進における体制の強化を目指します。

【庁内の推進体制】



第4章 DXの推進に向けた取組

国は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日閣議決定）で、「国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる強靱なデジタル社会の実現」に向けて、行政のデジタル化の徹底やマイナンバー活用の促進等の取組を進めていくこととしました。

また、推進する取組を具体化・加速化するために、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）が改定され、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（令和2年12月25日策定）において、デジタル社会の構築に向けて地方公共団体が重点的に取り組むべき事項・内容及び国による支援策がとりまとめられました。

「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」では、地方公共団体が取り組むべき事項・内容について、六つの重点取組事項が定められています。

本市のDX推進計画では、DXの推進に向けた取組を重点取組事項及びその他の取組事項の二つに分類し、これまでの既成概念にとらわれないDXの推進を目指します。

目指すべきDXは、単なるシステム導入そのものではなく、あくまでも本市の課題解決や市民の利便性向上を実現することです。

そのため、組織・業務プロセスの見直しも含めつつ、デジタル化を軸とした最適な解決策を検討する必要があり、庁内全体の業務を見渡し、最適な組織・業務プロセスを再構築します。

1 重点取組事項

(1) 情報システムの標準化・共通化

令和3（2021）年5月に成立した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、地方公共団体は情報システムの標準化・共通化を実施することとなりました。目標時期を令和7（2025）年度として、基幹系20業務のシステムについて、国が整備するクラウドサービス基盤である「Gov-Cloud（ガバメント・クラウド）」へ移行する必要があります。

基幹系システムについては、これまで事業者が開発したパッケージシステムをベースに本市独自のカスタマイズを加え運用してきました。しかし、各地方公共団体が個別にシステムを調達する費用負担や業務負担を削減するため、国の主導により地方公共団体の業務プロセスや保有データの標準化が進められ、「Gov-Cloud（ガバメント・クラウド）」上に基幹系20業務のシステム構築が予定されています。本市においても、令和7（2025）年度末までに、基幹系20業務のシステムを「Gov-Cloud（ガバメント・クラウド）」へ移行します。

○**基幹系20業務**・・・児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳（外国人含む）、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学（学齢簿、就学援助）、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障がい者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

実施事業

(1) 推進体制の構築・業務プロセスの見直し(令和4～7年度)

関係課で構成する推進体制を構築し、独自のカスタマイズを行っていた機能等に関する業務プロセスの見直し（BPR^{*}）を進めます。

(2) 現行システム調査・Fit & Gap 分析の実施(令和4・5年度)

現行システムと国の定める標準仕様とのFit & Gap分析^{*}、移行準備（現行システム分析調査、文字の標準化等）を行います。

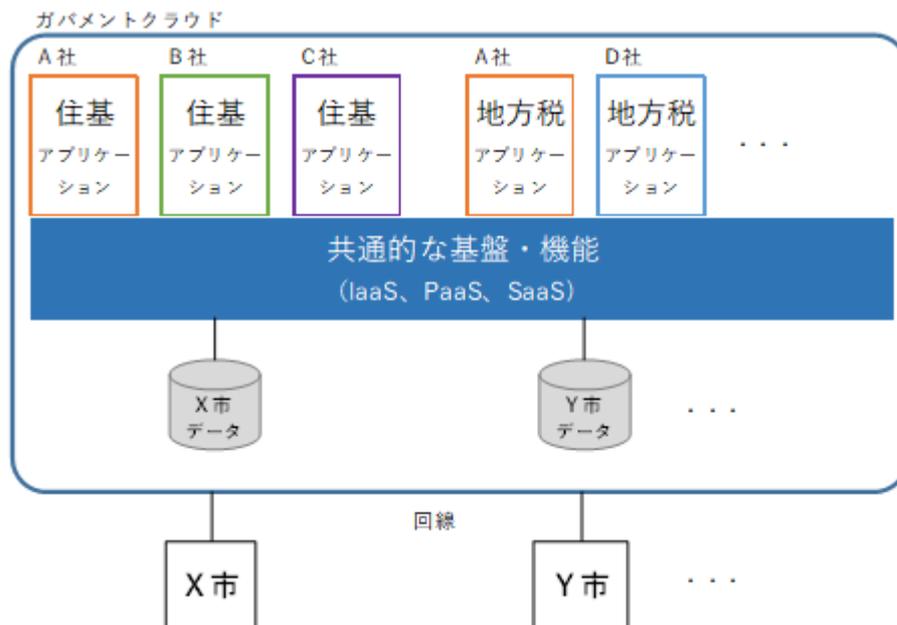
(3) 住民情報システム選定・移行(令和5～7年度)

(2)の結果を踏まえ、本市に最適なシステムを選定し、令和7（2025）年度末までに円滑な移行を行います。

スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度

ガバメントクラウドのイメージ図



出典：「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】」総務省

(2) マイナンバーカードの普及促進と新たな活用の検討

マイナンバーカードは、オンラインで確実に本人確認ができ、安全安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。住民票の写し等の各種証明書のコンビニ交付、健康保険証としての利用、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のデジタル化における利用など、利活用が進められており、今後も運転免許証との一体化など、更なる利便性の向上が予定されています。

国は、令和4（2022）年度末にはほぼ全国民に行きわたることを目指しており、本市においてもマイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、市

民課の窓口体制を整えるとともに、引き続き、「交付時来庁方式^{*}」・「申請時来庁方式^{*}」に対応するなど、交付体制の強化に努めていきます。

また、申請支援ブースの開設や休日窓口対応を行うなど、マイナンバーカードの普及促進に向けた取組も実施しており、令和4（2022）年5月1日現在、本市のマイナンバーカード交付枚数は72,548枚で、市民の43.8%が所持している状況となっています。

国は、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指しており、本市としてもマイナンバーカードの普及率の状況を見ながら、マイナンバーカードを活用した行政サービスの拡大を図ります。

実施事業

(1) マイナンバーカード申請支援、出張申請・広報等（令和4年度～）

マイナンバーカードについては、健康保険証利用を始め、運転免許証や他の国家資格証との一体化が検討され、デジタル社会の基盤としての活用が見込まれることから、国の方針に基づき、更なるカードの普及促進の取組を行います。

(2) マイナンバーカード活用の検討（令和4年度～）

平成28（2016）年からサービスを開始している証明書のコンビニ交付サービスに加え、マイナポータル^{*}からのオンライン手続の拡大、マイナンバーカードの多目的利用など、更なる活用を検討します。

スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
マイナンバーカード申請支援、出張申請・広報等			
マイナンバーカード活用の検討			

(3) 行政手続のオンライン化

行政手続のオンライン化は、市民の利便性向上や行政の効率化の効果が高い取組であるため、これまでも積極的な取組を進めてきましたが、更なるオ

オンライン申請の利用向上を図るためにも、引き続き、申請件数が多い手続を優先にして取組を進めます。

本市においては、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に記載された「特に国民の利便性向上に資する手続」（次頁「特に国民の利便性向上に資する手続一覧」参照）である子育て関係（15手続）、介護関係（11手続）、被災者支援関係（1手続）の27手続のうち、6手続についてオンライン申請が可能となっていますが、令和4年（2022年）度中に子育て・介護関係の26手続のオンライン化を実施します。

また、「図書館の図書貸出予約」、「文化・スポーツ施設等の利用予約」、「研修・講習・各種イベント等の申込」、「地方税申告手続（eLTAX）」、「水道使用開始届等」、「職員採用試験申込」等の市民に身近な手続についても、オンライン手続が可能となっています（令和4年5月現在）。

今後も、市役所に来庁しなくても手続が完了する環境を整備・拡充するため、添付書類の省略や押印の見直しを推進していくとともに、マイナポータルによるオンライン手続を含め、更なるオンライン手続の拡大と利用促進を行います。

実施事業

- (1) 子育て・介護26手続及び転出・転入(転居)手続のオンライン化(令和4年度)
 特に国民の利便性向上に資する手続に係るマイナポータルからのオンライン手続（子育て・介護26手続）について、令和4（2022）年度末までに運用を開始します。
 また、オンラインによる転出届・転入（転居）予約手続についても、同年度中に運用を開始します。
- (2) オンライン手続・オンライン決済の活用推進(令和4年度～)
 添付書類の省略やオンライン決済機能を活用し、デジタルファーストを原則とした行政手続のオンライン化を推進します。

スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
子育て等手続のオンライン化			
オンライン手続・決済の活用推進（BPRを含む）			

特に国民の利便性向上に資する手続一覧

子育て関係 ※ ○は令和4年5月時点でオンライン申請が可能な手続

- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- 2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 3) 氏名変更／住所変更等の届出
- 4) 受給事由消滅の届出
- 5) 未支払の児童手当等の請求
- 6) 児童手当等に係る寄附の申出
- 7) 児童手当に係る寄附変更等の申出
- 8) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- 9) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- 10) 児童手当等の現況届
- 11) 支給認定の申請
- 12) 保育施設等の利用申込
- 13) 保育施設等の現況届
- 14) 児童扶養手当の現況届の事前送信
- 15) 妊娠の届出

介護関係

- 1) 要介護・要支援認定の申請
- 2) 要介護・要支援更新認定の申請
- 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 4) 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
- 5) 介護保険負担割合証の再交付申請
- 6) 被保険者証の再交付申請
- 7) 高額介護(予防)サービス費の支給申請
- 8) 介護保険負担限度額認定申請
- 9) 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
- 10) 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
- 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

被災者支援関係

- 1) り災証明書の発行申請

(4) AI・RPAの利用促進

令和2（2020）年12月に改定された「デジタル・ガバメント実行計画」では、本格的な人口減少社会を見据え、地方公共団体は限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくために、AI・RPA等のデジタル技術を今後積極的に活用すべきとされています。

これらのデジタル技術は日々急速に進歩しており、これまでの事務やサービスを大きく変化させることが可能です。特にRPAは、これまで職員が行っていた手入力による業務を自動化するものであることから、生産性の向上により大幅な時間の削減が可能であり、本市においても年間2,000時間を超える削減効果が出ています（令和4年3月現在）。

これらの技術は、定型かつ大量の処理を行う事務に適用することで高い効果が見込まれることから、対象として適切な事務を選定して効果的な導入を図り、職員は人にしかできない企画業務や相談業務に専念する環境を作ることで、市民サービスの向上を目指します。

実施事業

(1) RPA等の活用(令和4年度～)

RPAの適用手続を拡大するとともに、既存のRPA適用手続における維持管理を行います。

また、紙媒体の文字情報を自動的に電子データに変換できるAI-OCRを活用して、更なるRPAの活用を図ります。

(2) AIの活用(令和4年度～)

AI議事録作成^{*}、AI保育所入所選考^{*}、AIチャットボット^{*}など、AI技術の研究を進め、適切なAI技術等の導入を進めます。

また、経費削減のため、県及び県内市町村との共同利用についても検討します。

スケジュール

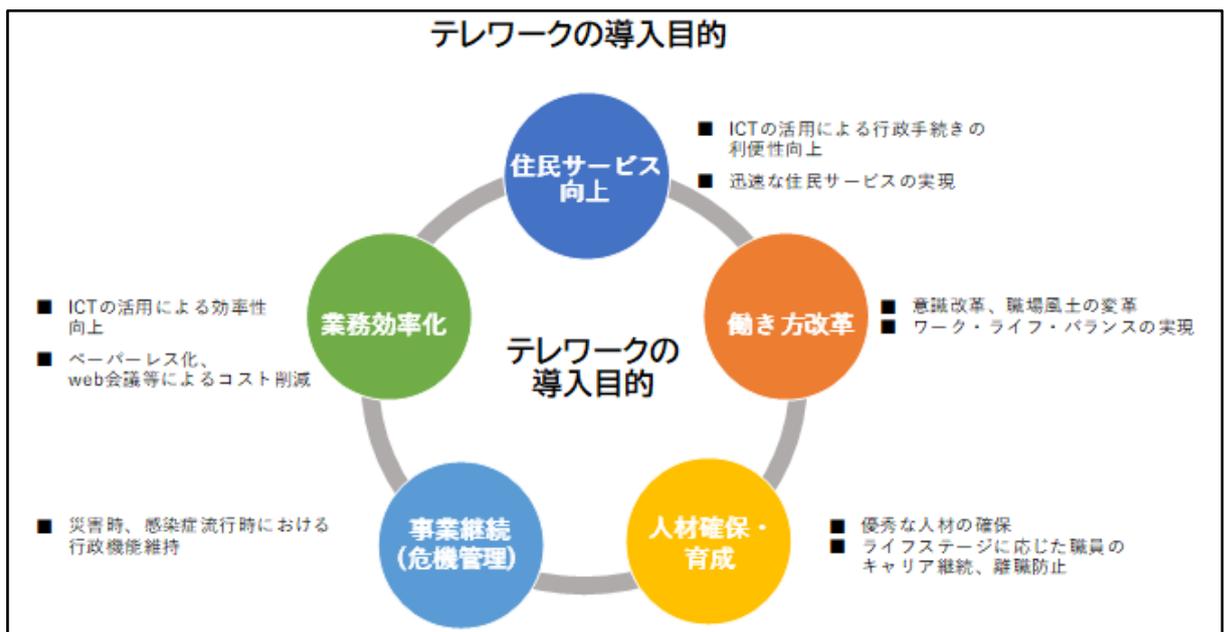
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
RPA等の活用			
AI技術の研究	AI保育所選考・AI議事録作成・AIチャットボット等の導入		

(5) テレワークの推進

テレワークは、子育て世代やシニア世代、障がいのある方も含め、一人ひとりのライフステージや生活スタイルに合った多様な働き方を実現するとともに、災害や感染症の発生時における業務継続性を確保するために有効です。

本市においては、令和2（2020）年度から新型コロナウイルス感染症の対策として、自宅から市内LANに接続できる環境を整備してきましたが、引き続き、感染症の感染拡大期、災害発生時における柔軟で継続性の高い事務処理体制を維持していくとともに、在宅勤務を実施できる柔軟な働き方の実現を図るため、テレワークの環境整備を進めます。

また、テレワーク実施時の生産性向上を図るため、ビジネスチャットや文書の管理・編集を支援するツールを活用するなど、更なるペーパーレス化を図り、テレワークの推進を図ります。



出典：「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」総務省

実施事業

(1) テレワークの推進（令和4年度～）

新型コロナウイルス感染症の拡大による出勤抑制の必要性から、本市においてもテレワークの推進が求められています。災害時等の業務継続性の確保や働き方改革の推進にも効果的なツールであるため、更なる活用を推進します。

(2) ビジネスチャットの導入・運用(令和4年度～)

テレワーク業務を効率的に行う環境を構築するため、ビジネスチャットを導入します。ビジネスチャットについては、情報共有の即時性や業務の効率化等の効果があることから、様々な業務での活用を推進していきます。

スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度

(6) セキュリティ対策の徹底

平成27(2015)年5月の日本年金機構における個人情報流出事案を受け、同年12月に国から自治体に対して自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について方針が示されました。本市においては、本方針に基づき、インターネットとLGWAN系ネットワークとの分離、個人番号を取り扱うシステムへのログインにおける生体認証の導入、自治体のインターネットの接続口を高度なセキュリティ対策が講じられた自治体情報セキュリティクラウド※に集約する等のセキュリティ対策を講じてきました。

令和2(2020)年以降、行政手続のオンライン化、テレワークの普及等のデジタル化の動向や、サイバー攻撃の増加といった課題への対応を踏まえ、国において新たな自治体情報セキュリティ対策が検討され、方針が示されています。

市が保有する情報資産を適切に管理し、高度化・巧妙化するサイバー攻撃や人的な要因による個人情報の漏えい等から情報資産を守るため、国が示す方針に基づき市のセキュリティポリシー※を適宜見直すなど、セキュリティ対策を徹底します。

実施事業

(1) セキュリティポリシーの見直し(令和4年度～)

国の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、適宜、本市の情報セキュリティポリシーの見直しを行い、情報セキュリティ対策の徹底に取り組みます。

(2) 「次期埼玉県自治体情報セキュリティクラウド」への移行(令和4年度～)

サイバー攻撃の増加などの新たな脅威に対応するため、セキュリティ専門人材による監視機能の強化や自治体における高度なセキュリティ水準の確保を図るため、国が示すセキュリティ要件に基づき、埼玉県及び県内市町村が共同で構築・運用する、「次期埼玉県自治体情報セキュリティクラウド」に移行します。

スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
セキュリティポリシーの見直し(随時)			
次期セキュリティクラウドへの移行			

2 その他の取組事項

～ 市民の利便性を向上する取組 ～

(1) 地域社会のデジタル化

行政分野だけでなく、防災、教育、子育て、観光、健康・医療等の様々な分野において、デジタル技術の導入による地域課題の解決や地域経済の活性化が期待されており、本市においても先進事例等の有効性を見極め、各分野における積極的なデジタル技術の活用に取り組んでいきます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応や少子高齢化の進展等に伴う労働力人口の減少等、市民や中小企業等を取り巻く状況が厳しさを増している状況を考慮し、市民や中小企業の様々な活動についてデジタル化への支援を行います。

実施事業

(1) 各分野におけるデジタル技術の活用(令和4年度～)

防災、教育、子育て、観光、健康・医療等の様々な分野におけるデジタル技術を活用した地域課題の解決に向けた取組を検討します。

(2) 地域社会のデジタル化支援(令和4年度～)

新型コロナウイルス感染症に対応する地域社会を支えるため、中小企業や町内会等に対するデジタル化への支援について検討します。

スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
各分野におけるデジタル技術の活用			
地域社会のデジタル化支援			

(2) デジタル・デバイド対策の推進

デジタル・デバイドとは、パソコンやインターネット等の情報技術を利用する能力及びアクセスする機会を持つ人と持たない人との間に情報格差が生じる問題です。

市が発信する情報は市広報に加えて、ホームページやSNS等を通じて発信していますが、タイムリーに情報を届けることができるICTの重要性は更に高まると考えられます。

一方で、高齢化の進展に伴い、高齢者のインターネット利用はますます高まっていくことが予想されることから、高齢者等にデジタル機器の取扱いを学ぶ機会を提供するなど、市民のデジタル活用を支援することにより、市が発信する情報を含めて「デジタル・デバイド」の解消を図り、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会の実現を目指します。

また、デジタル化を進めるに当たり、全ての市民がデジタル化の恩恵を受けられることができるよう、市内公共施設にWi-Fi環境の整備・拡大を図るとともに、デジタル機器に不慣れな方でも操作しやすいUI（ユーザーインターフェース）^{*}やデジタル技術の活用について検討します。

実施事業

(1) スマホ教室の開催(令和4年度～)
スマートフォンを保有しているがあまり使用していない高齢者層に対し、民間企業等と連携したスマホ教室を開催するなど、高齢者のICTリテラシー [*] の向上に向けた取組を推進します。
(2) Wi-Fiの整備(令和4年度～)
市民が身近な場所でICTを利用できる環境を作るとともに、災害発生時に情報の受発信ができるWi-Fiの整備を進めます。
(3) アクセシビリティの改善(令和4年度～)
公共施設予約システムなど、市民が利用する情報システムにおいて、高齢者や障がい者のアクセシビリティ [*] を高めるためのUIやデジタル技術の活用を検討します。

スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
スマホ教室の開催			
Wi-Fi整備施設の検討・整備			
アクセシビリティの改善			

(3) オープンデータの推進

平成28（2016）年12月14日に官民データ活用推進基本法が施行され、この中で地方公共団体のオープンデータ※の取組を推進することが定められました。本市では国の「推奨データセット※」に基づき、公共施設一覧、文化財一覧、子育て施設一覧等のデータを公開しています。

オープンデータの取組は、官民協働の推進、行政の透明性・信頼の向上、新たなビジネスの創出促進による経済活性化等の効果が期待されており、DX推進の観点からも重要であることから、引き続き、国によるオープンデータに係る地方公共団体向けのガイドライン・手引書等も参考に、利用者ニーズに即したオープンデータ化を推進します。

実施事業

<p>(1) オープンデータの推進(令和4年度～)</p> <p>埼玉県オープンデータポータルサイト等において、市民等への公開が有益な情報について順次公開します。</p> <p>(2) GISの更新(令和5年度)</p> <p>市が保有する様々な地理情報のオープンデータ化を推進するため、住民公開型地理情報システムの更新に合わせて、システム機能の拡充や公開データの充実を図ります。</p> <p>(3) バスロケーションシステムの導入(令和4年度)</p> <p>市内循環バスの現在位置情報検索システムを導入することにより、バスの現在位置の確認や到着時間の予測を可能にすることで、利用者の利便性向上を図ります。</p>

スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度

(4) キャッシュレス決済の推進

国では、令和元（2019）年6月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において、令和7（2025）年6月末までにキャッシュレス決済比率の倍増（4割程度）を目指し、キャッシュレス決済の推進を図ることとしています。

本市では、令和3（2021）年10月から、感染症拡大防止策の一環として、本庁舎の一部窓口における手数料の支払について、キャッシュレス決済を導入しました。

行政手続等におけるキャッシュレス決済については、感染症拡大防止の効果に加え、市民サービスや市民の利便性向上が図られるとともに、現金管理・会計処理等に係る業務の効率化にもつながることから、引き続き、キャッシュレス決済の活用・拡大を進めます。

実施事業

(1) キャッシュレス決済の拡大(令和4年度～)

市役所の各窓口、出張所及び公共施設へのキャッシュレス決済の拡大を検討します。

また、本庁舎の窓口（市民課、課税課及び納税課）に導入したキャッシュレス決済の利用促進のため、市民への周知を行います。

(2) QRコード決済の導入検討(令和4年度～)

QRコード決済^{*}は多数の決済サービスが存在し、利用者数も増加していることから、キャッシュレス決済手段の一つとして導入の検討を行います。

スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
キャッシュレス決済拡大の検討・実施			
QRコード決済の導入検討			

～ 業務を効率化する取組 ～

(1) BPRの取組の推進

情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化等の推進に伴い、申請の受付や手数料の納付等の業務プロセスについて、従来の紙や現金による方法から、電子データやオンライン（キャッシュレス）決済による方法へと変化が生じます。デジタル化による業務効率化や生産性向上等のメリットを最大限享受するためには、これらの変化に合わせ、申請に対する審査事務や収納事務等の市の内部事務の再構築に取り組む必要があります。

あわせて、市民等から提出される書類や内部事務で用いる書類の書面・押印等の見直し、添付書類の省略や手数料の電子納付の活用促進など、市民目線に立った行政サービスの再構築及び業務の効率化を推進していく必要があります。

DXは、組織の壁を越えて、多くの業務に関係する取組を短期間で推進していくものです。DXを業務改革の契機と捉え、各部署が主体性を持ってBPRに取り組めます。

実施事業

添付書類の省略・押印廃止・業務プロセスの見直し(令和4年度～)

情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化、AI・RPAの活用等、DXを推進していく上で、全てに関連するBPRの取組（添付書類の省略・押印廃止・業務プロセスの見直し）を全庁的な視点で進め、最適な組織・業務プロセスを再構築します。

スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BPRの取組（添付書類の省略・押印廃止・業務プロセスの見直し）			

(2) デジタル技術活用人材の確保・育成

DXの推進や適正なシステム調達を行うためには、それを担うICT・セキュリティについての知識を持った人材の確保・育成が重要になります。

事務の効率化に有効なデジタル技術への理解と活用促進を図るため、先端技術や情報セキュリティ等に係る研修を定期的実施し、新たなデジタル技術への不安が改革のブレーキとならないよう、全職員のICTリテラシーの向上を図ります。

また、国によるデジタル人材の確保・育成に係る事業等の積極的な活用を検討するとともに、外部人材の活用について検討します。

実施事業

(1) ICT研修の充実(令和4年度～)

地方公共団体情報システム機構による eラーニング※を始めとする研修、情報システム課による初任者研修等の研修を活用して、全職員に計画的な研修を行います。

また、情報システム部門や各部署のデジタル人材については、より高度な知識が身に付くよう、地方公共団体情報システム機構が実施する研修や民間の研修への参加などを組織的に行います。

(2) 外部人材の活用(令和4年度～)

CIO(最高情報統括責任者)を技術的・専門的知見からサポートするCIO補佐官の任用等、外部人材の活用を積極的に検討します。

スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ICT研修の充実			
外部人材の活用			

(3) オンライン会議の推進

本市では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、オンライン会議を推進し、庁内職員同士の会議及び調整、他団体や事業者との調整、説明会等に活用してきました。

オンライン会議は、移動時間の削減や使用できる会議室がない時間帯でも会議を行える等、業務の効率化に有効なツールであることから、本市では新型コロナウイルス感染症対策の一時的な対応としてだけでなく、時間・場所

にとらわれないメリットをいかし、引き続き、会議や研修等に活用します。

一方で、会議データの所在、通信の暗号化等、情報セキュリティの観点から、特に契約プロセスを通さない無料のオンライン会議サービスの利用は注意が必要です。高度なセキュリティが確保されたL G W A N[※] - A S P[※]によるオンライン会議を活用するとともに、市民相談や市民が参加する会議についてオンライン化を検討します。

実施事業

(1) オンライン会議の推進(令和4年度～)

インターネットによるオンライン会議に加え、機密情報等を含む会議も開催できるようL G W A N - A S Pによるオンライン会議を活用し、調整会議・研修等を実施します。また、市民と行政の間で利用できるセキュアなオンライン会議システムについて導入の検討を行います。

(2) 庁内LANシステムの更新(令和5年度)

大規模なオンライン会議や研修にも対応できるように庁内L A N環境の強化・改善を図ります。

スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度

(4) ペーパーレス化の推進

ペーパーレス化は、地方公共団体の業務の効率化を進めていく上で重要な項目の一つであり、これまで、タブレット端末の導入、ペーパーレス会議の実施等によるペーパーレス化を進めてきました。

一方で、働き方改革の一つとして推進しているテレワークの推進や昨今問題となっている公文書の改ざんなどに対応するため、今後は文書管理システムの導入を進め、更なるペーパーレス化を図ります。

また、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティを確保しつつ、窓口業務

におけるタブレット端末活用の検討を進め、業務の効率化を図ります。

実施事業

<p>(1) 文書管理システムの導入(令和6年度)</p> <p>電子決裁、電子文書の適切な管理を行うため、文書管理システムを導入します。</p> <p>(2) 窓口のデジタル化(令和4年度～)</p> <p>窓口におけるタブレット端末を活用した市民への各種手続の案内、書かない窓口の導入等について検討します。</p>

スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		文書管理システムの導入	
窓口のデジタル化			

◆ 用語集 ◆

英字

- ・ A I (Artificial Intelligence: 人工知能)
人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般、あるいは、人間が知的と感じる情報処理・技術全般のこと。
- ・ A I 議事録作成
会議中の音声をAIが自動認識してテキスト化するシステムのこと。
- ・ A I チャットボット
チャットボットとは、テキストや音声を通じて会話を自動的に行うプログラムであり、A Iの技術を取り入れたチャットボットのこと。
- ・ A I 保育所入所選考
保育所の入所選考において、A Iで自動的に最適な選考を行うシステムのこと。
- ・ B P R (Business Process Reengineering: 業務改革)
業務のプロセス全体について、詳細に分析・評価・改善を行うことを通じて、抜本的な業務効率化と利便性向上の双方を実現すること。
- ・ C I O (Chief Information Officer: 最高情報責任者)
情報化施策の最高責任者であり、本市における情報化施策の推進を統括管理する役職のこと。
- ・ eラーニング
情報通信技術、主にインターネットを利用した学習方法のこと。
- ・ F i t & G a p 分析
事業者の提供するパッケージソフトの機能が、利用者として求める要件に適合 (fit) している点と乖離 (gap) している点を明らかにし、事業者の提供するパッケージソフトと利用者として求める要件との適合性を判断する分析手法のこと。
- ・ I C T (Information and Communication Technology: 情報通信技術)
情報や通信に関連する科学技術の総称のこと。
- ・ I C T リテラシー
I C Tを利用して情報処理やコミュニケーションを行う能力のこと。
- ・ L G W A N (Local Government Wide Area Network: 総合行政ネットワーク)
地方公共団体の組織内ネットワーク(庁内L A N)を相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用等を図ることを目的とした、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(インターネットから切り離された閉域ネットワーク)のこと。
- ・ L G W A N - A S P (A S P: Application Service Provider)
L G W A Nを通じて、サービス利用者である地方公共団体に、各種行政事務サービスを提供する仕組みのこと。
- ・ L G W A N 系 端 末
L G W A Nに接続された庁内L A N端末のこと。
- ・ Q R コード 決 済
アプリを使用し、スマホに表示されたコードを店舗側に読み取ってもらうか、店舗のQ Rコードを読み取って決済すること。

・ R P A

(Robotic Process Automation:ロボティックプロセスオートメーション)

人間がコンピュータ操作にて行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作により代替する仕組みのこと。

・ U I (User Interface:ユーザーインターフェース)

ユーザーに対する情報の表示様式や、ユーザーのデータ入力方式を規定する、コンピュータシステムの操作感、操作性のこと。

五十音順

【あ行】

- ・ アクセシビリティ
機器やソフトウェア、システムなどが身体や能力の違いに関わらず、様々な人から同じように利用できる状態やその度合いのこと。
- ・ オープンデータ
機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの二次利用が可能とされているもののこと。

【か行】

- ・ 交付時来庁方式
マイナンバーカードについて、申請時は自宅などでスマートフォンや郵送等で申請し、カード交付の際に市役所に来庁し受け取る仕組みのこと。
- ・ コネクテッド・ワンストップ
民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップ（1か所）で実現すること。

【さ行】

- ・ サイバー攻撃
サーバやパソコン等に対し、ネットワークを通じて破壊活動やデータの窃取、改ざんなどを行うこと。
- ・ 自治体情報セキュリティクラウド
各都道府県単位で、都道府県と市区町村のインターネットの出入口を集約し、通信の監視及びログ分析をはじめ高度なセキュリティ対策を実施するために構築した仕組みのこと。
- ・ 申請時来庁方式
マイナンバーカードについて、申請時に窓口で顔写真を撮影し、本人確認と暗証番号の設定を行うと、後日、本人限定受取郵便でマイナンバーカードを自宅に郵送される仕組みのこと。
- ・ 推奨データセット
オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、そのデータの作成に当たり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもののこと。
- ・ セキュリティポリシー
企業などの組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたものであり、どのような情報資産をどのような脅威から守るのかについての基本的な考え方（基本方針）と、その基本方針で定めた情報セキュリティを確保するために遵守すべき行為や判断などの基準（対策基準）とから構成されているもののこと。

【た行】

- ・ デジタルガバメント
コンピュータやネットワークなどの情報通信技術（IT）を行政のあらゆる分野に徹底活用することにより、効率的・効果的な電子政府・電子自治体

を実現している状態のこと。

- ・デジタルデバイド
インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
- ・デジタルファースト
個々の手続・サービスについて最初から最後まで一貫してデジタルで完結できる仕組みのこと。

【ま行】

- ・マイナポータル
政府が運営するオンラインサービス。子育てや介護をはじめとする、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする、自分専用のサイトのこと。

【わ行】

- ・ワンスオンリー
一度行政機関が提出を受けた情報は、再度の提出を求めない仕組みのこと。

新座市DX推進計画（令和4（2022）年〇月）

【発行】 新座市

【編集】 新座市総務部デジタル市役所推進室

【TEL】 048-477-1111（代表）

【E-mail】 jyouhou@city.niiza.lg.jp
